

< 地域づくり活動支援名刺とは >

地域づくり活動支援名刺とは、個人的な寄付或いは協賛企業各社の協賛広告委託金等により地域づくり活動を支援していただくための名刺（特許出願中）です。具体的には、当基金が規定した方法により作成した「地域づくり活動支援名刺」を協賛企業・団体・個人が私的或いは営業活動などに使用していただき、官公庁などの団体で収集されたその名刺と引き換えに、当基金が預かった協賛広告委託金等を「地域づくり活動団体」に支払うことにより、その地域づくり活動を支援するものです。また、収集されなかった名刺に関する委託金または寄付金は、当基金の積立金財産として、公募等による地域づくり活動団体の支援事業に充当します。尚、当基金役員の関係する団体への積立金による支援は一切禁止しています。地域での独立運営には、様々な可能性があります。

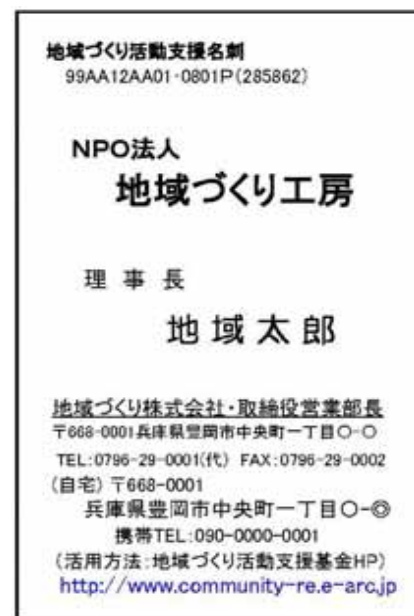
地域づくり活動支援名刺には企業名刺Aタイプ、Bタイプ、Cタイプと個人協賛者の個人名刺の4種類があります。

- 1) 企業名刺Aタイプは、名刺の表面に の表示があり、基本的に1枚について3円の協賛広告委託料を受け取ることができることになっています。
- 2) 企業名刺Bタイプは、名刺の表面に の表示があり、同様に1枚について10円の協賛広告委託料を受け取ることができることになっています。
- 3) 企業名刺Cタイプは、名刺の表面にK(ケー)の表示があり、同様に1枚について3円の協賛広告委託料を受け取ることができることになっています。
- 4) 個人名刺には、名刺の表面にP(ピー)の表示があり、1枚について3円の協賛寄付金を受け取ることができることになっています。

当該協賛広告委託金を受け取った団体は、地域づくり活動支援基金からの協賛広告支援事業である旨を事業パンフレット及びポスター等に表示することが広告委託を受ける条件（義務）となります。

上記の名刺に地方自治体コード（番号）または登録地域づくり活動団体番号を表示することにより、主に支援したい活動地域（都道府県または市町村）や特定の地域づくり活動団体を指定することも可能です。また、地域単位で、様々な特殊機能を付加することも可能です。

< 地域づくり活動支援名刺の主な意義は、地域連帯意識の相互啓発です >



地域づくり活動支援名刺の形状例

(左:個人名刺例、上:企業名刺Bタイプ例)

活動支援名刺活用システム

「地域づくり振興基金」創設のすすめ



灯台高さ日本一の余部埼灯台（初代）は昭和26年設置され、昭和60年に2代目灯台に改築され、現在に至っている。（兵庫県美方郡香美町）

地域づくり活動支援基金事務局

<< <http://www.community-re.e-arc.jp> >>

問合せ先: take2428co@coffee.ocn.ne.jp

TEL 0796(92)2428 FAX 0796(92)2206

地域づくり活動支援名刺システム・地域運営のすすめ

<地域づくり活動支援基金事務局>

近年、国策として様々な形で地方分権が推進され、地方自治の自己選択・自己決定・自己責任のあり方が明確化されてきました。これは、地方自治の分野に止まらず、介護保険法、障害者自立支援法に係る制度を始めとする個人個人の権利と義務の明確化に繋がってきています。一方、経済成長に主眼を置いた施策と物質過剰の社会は、地域人としての自覚や連携・連帯意識を希薄化させ、旧来のコミュニティ機能を劣化させてきました。そのコミュニティ機能の重要性は、特に阪神淡路大震災の際にクローズアップされ、コミュニティの在り様が災難による被害の大小さえも左右することが証明されました。

以上のような社会的背景により、様々な形態の地域づくり（コミュニティづくり）活動が全国的に益々活発化するようになり、または、活発化させようという気運が高まってきました。しかし、実際の活動については、一部の経営的戦略がうまく構築された活動を除き、たちまち、財源不足・人材（人力）不足の壁に突当り、その活動が鈍化し、消滅に至ることも多く発生しています。増して、人口の自然減少時代を迎え、民間・行政、個人・法人を問わず地域が一丸となったあらゆる分野の活性化の組織的取り組みが益々必要となってきています。既に様々な取り組みが実施され、または、実施されつつある中で、この度、運用を開始した地域づくり活動支援基金の独立した地域運営としての協賛広告委託機能付き名刺を活用するシステム（特許出願中）による個人、企業、官公庁等が一体となる地域の連携活動を活力のある地域の構築を目指した活動の一つに加えていただきますようお願い申し上げます。

地域づくり活動支援基金は、行政区単位さでの独立した地域づくり活動支援名刺活用システムの運営を支援し、推進したいと考えています。例えば、各地域自治組織や各地域の商工会議所または商工会或いは中間支援組織としてのNPO法人等公益団体に本システムの地域運営団体になっていただき、他の地域づくり活動・地域活性化活動と並列に各地域に密着した活動として取り組んでいただくことで、各地域に合った運営とその最大限の成果が得られるものと考えています。地域を越えた支援は当基金が担当し、地域内の支援は地域運営団体による独立地域基金の形で取り組んでいただくような連携活動としての普及発展を目指しています。

【システムの地域運営について】

本システムの地域運営には様々な形態が想定され、各地域での運営は大きな負担なくスタートすることは可能ですので、是非、身近な地域での取り組みをご検討ください。

図1では、本システムが目指す運営の全体構想を示しており、当基金は運営管理委員会と基金事務局で構成され、実際のシステム統括運営を

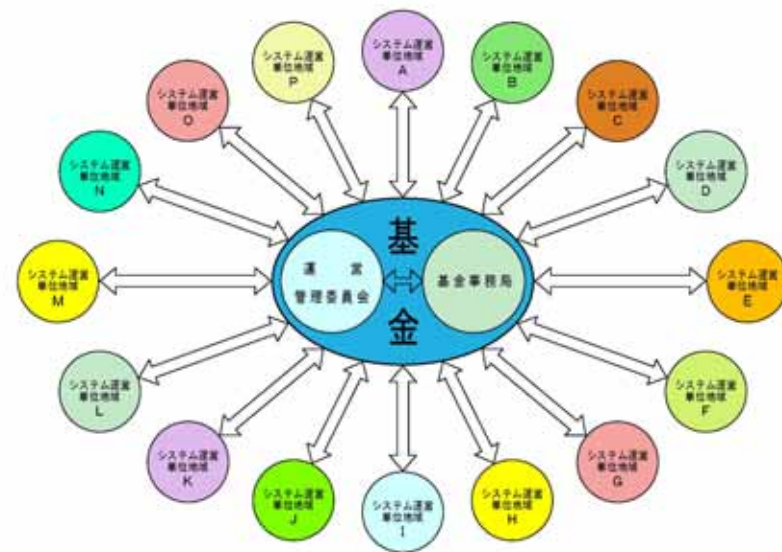


図1．システム運営全体構想

行い、多数の地域運営団体が運営単位地域を設定して本システム運営を行うことを示しています。当基金が各運営単位地域を結び付けることになり、今後、当基金の組織形態を進化させる必要があります。地域運営団体は当基金に登録し、運営単位地域のシステム運営を行っていただきますが、当基金は広域の活動および活動支援名刺による地域を越えた公益活動の支援ならびに地域運営団体の登録がない地域の本システム運営を担います。実際には、各地域の地域運営規模が当基金の運営規模を遥かに超越した発展・展開が期待されます。

図2では、地域運営の形態を表しています。一定地域内の個人ならびに企業及び官公庁等に所属する職員さんなどにより活動支援名刺が相互に交わされる等名刺としての一般的利用後にNPO等公益活動団体に収集され、本システムの地域運営団体（商工会議所等）から当該収集支援名刺に応じた活動支援を受けることを同図中のルートGが示しています。実際には地域運営団体に公益活動団体が収集した活動支援名刺を提出し、同時に当該名刺に対する協賛広告委託金等を請求することにより活動支援金が支払われ、当該支援金の受領に対し規定の協賛広告を実施することになります。

活動支援名刺を作成するには、協賛印刷業者等に協賛企業等としての登録を受け（図2中のルートB）、作成された活動支援名刺の受領に対し、活動を支援するための協賛広告委託金相当額を含む

作成代金を当該協賛印刷業者等に支払い（図2中のルートD）或いは本システム運営受託団体等に活動支援名刺発行のために協賛広告委託金相当額の事前納付及び個別登録をし（図2中のルートC）、納付額相当分の活動支援名刺を本システム運営受託団体等に登録されていない印刷業者等に作成依頼する他、自由に作成することができます（図2中のルートE）。協賛印刷業者等は活動支援名刺の作成により受した代金の内、協賛広告委託金等相当額を地域運営団体または当基金に納付していただきます。

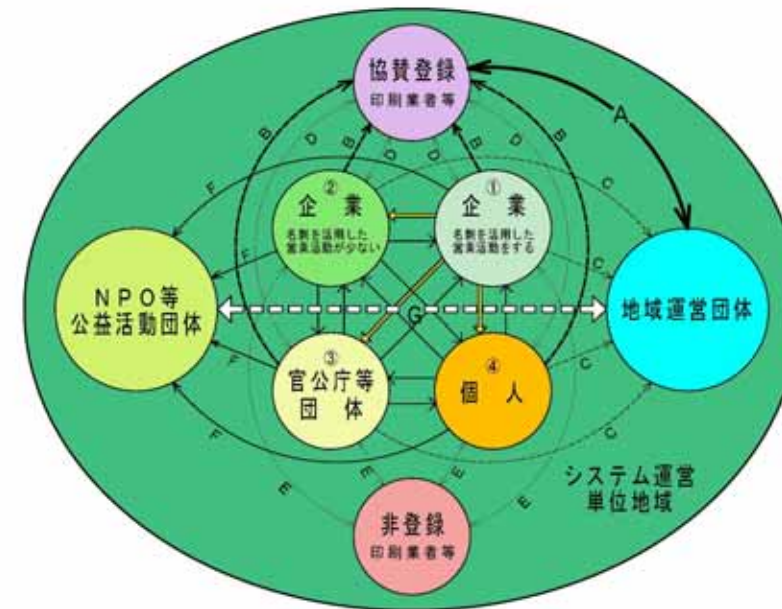


図2．システム地域運営概要

- A：地域運営団体と協賛印刷業者等との業務契約と事務の履行
- B：企業・団体・個人と協賛印刷業者等との協賛登録契約
- C：企業・団体・個人と地域運営団体等との活動支援名刺作成契約
- D：企業・団体・個人と協賛印刷業者等との活動支援名刺作成契約
- E：企業・団体・個人と非登録印刷業者等との活動支援名刺作成契約
- F：企業・団体・個人から地域活動団体への収集名刺の引渡し支援
- G：地域運営団体等と地域活動団体との協賛広告委託契約